

令和7年度 福島県農薬危害防止運動実施要領

1 目的

この要領は、令和7年度農薬危害防止運動の実施について（令和7年4月25日付け医薬発0425第1号、7消安第611号、環水大管発第2504251号、厚生労働省医薬局長、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）により定められた、農薬危害防止運動実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第1の趣旨を達成するため、実施要綱第4に基づき、福島県において展開する農薬危害防止運動について定めるものである。

2 名称

令和7年度福島県農薬危害防止運動

3 実施期間

令和7年6月10日から同年9月10日までの3か月間とする。

4 実施主体

福島県

5 実施事項

実施要綱による。

6 重点事項

(1) 農薬使用基準の遵守

農薬による危害の防止のため、農薬使用時にはラベル表示を確認し、使用基準、適用病害虫の範囲、使用方法及び使用上の注意事項の遵守徹底を図る。

また、農薬の適正な保管管理や農薬使用者の安全対策にも留意する。

(2) 農薬飛散防止対策の徹底

農作物の安全確保と農薬使用者、近隣住民及び周辺環境への被害防止のため、農薬飛散防止対策の徹底を図る。

(3) 住宅地等における農薬適正使用の推進

「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省・消費安全局長、環境省水・大気環境局長通知）に基づき、住宅地等における農薬の適正使用を推進する。

特に、日常の観察によって病害虫や雑草の発生を早期に発見し、物理的防除に努めること。やむを得ず農薬を使用する場合は効果の高い時期を見極め、無駄な散布を避けるとともに、周辺住民等への事前周知に努めること。